

令和4年度山形県及び関係団体の新規就農者支援策一覧

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
14	各市町村	経営開始資金 (新規就農者育成総合対策)	経営開始時に49歳以下の認定新規就農者	12.5万円(150万円/年)、最長3年間	—	—	—	—	—	①所得確保(給付金等)
55	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	50歳以上で新規参入及び独立して農業経営を始めた認定新規就農者	○新規就農者生活支援 生活費を補助。25,000円/月以内とし、新規就農の日から3年以内	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	①所得確保(給付金等)
86	⑪鮭川村	農業次世代人材投資事業	農業次世代人材投資資金(経営開始型)受給者	農業次世代人材投資資金(経営開始型)の受給者に年額50万円をかき上げて給付する。	—	—	産業振興課	0233-55-2111	—	①所得確保(給付金等)
87	⑪鮭川村	鮭川村青年就農者経営継続安定化給付金事業	青年就農給付金(経営開始型)受給満了後営農を継続していること	青年就農給付金(経営開始型)の受給満了し、なおかつ営農を継続している農業者に、受給満了後の次年度に限り30万円給付する。	—	—	産業振興課	0233-55-2111	—	①所得確保(給付金等)
88	⑫戸沢村	新規就農者支援事業	次世代人材投資事業(経営開始型)及び新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の対象者、50歳未満の新規就農者・給付後の農業経営の調査必要	就農年次に50万円の給付。但し、45歳以上は30万円給付。	随時募集	—	産業振興課	0233-72-2111	<a href="http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/">http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/</a>	①所得確保(給付金等)
109	⑭小国町	創農チャレンジ応援給付金事業	・継続して就農が見込まれる者 ・サポーター(地域の認定農業者)から助言・指導が得られるもの	新規就農希望者に対して、原則1年、年間120万円の給付金を給付	随時募集	2名	産業振興課	0238-62-2408	—	①所得確保(給付金等)
139	⑮遊佐町	遊佐町チャレンジファーム事業(生活支援)	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で農業研修を受ける研修生	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で農業研修を受ける研修生の生活を支援。研修期間6月以上の研修生に対し、月額4万円(最長1年間)。ただし、就農準備資金受給者及び山形県独立就農者育成研修事業(県支援型)における研修生については最長2年間	随時募集	2名程度	産業課	0234-72-5882	<a href="http://www.town.yuza.yamagata.jp">http://www.town.yuza.yamagata.jp</a>	①所得確保(給付金等)